

チューター・マニュアル

天理大学チューター制度

1. はじめに

チューターという言葉は耳慣れないかもしれませんが。また、今回初めてチューターになって、具体的に何をすれば良いのか分からない方もいらっしゃると思います。このマニュアルを読んで、チューター制度の目的とチューターの役割を理解し、より意義のある活動をしてくださることを期待します。

2. チューターとは

「チューター (tutor)」には、家庭教師・個人指導教師・補助講師などの意味があります。ですから、字義通りに解すれば、留学生のチューターは留学生の勉学を個人的に支援する補助的指導者ということになります。本制度におけるチューターは、この学習の補助的指導者という役割に加えて、日常生活の補助者の役割を担っています。

3. 本学のチューター制度について

チューター制度とは、外国人留学生の指導教員の指導のもとに、本学の日本人学生が、留学生の「学習・研究についての個別の課外指導」と学内外の各種事務手続きから病院への付き添いにいたるまでの「日常生活の補助」を行い、彼らが充実した留学生活を送ることができるよう支援する制度です。

この制度は、単なる留学生支援制度ではありません。日本人学生が、彼らと接することで異文化を理解し、自文化を再認識し、さらには異文化を尊重することを学ぶ制度でもあります。また、「豊かな国際感覚をもつ人材の育成」という本学の建学精神に基づき、「他者への献身」という天理スピリットを醸成することも目的としています。この制度を通じて、留学生と日本人学生がコミュニケーションを深め、学内における国際交流が活性化することを期待しています。

4. 対象留学生およびチューターの活動期間

本学のチューター制度は、初来日の留学生がスムーズに留学生活をスタートできるように支援することを目的としています。ですから、その対象は、原則として初来日の留学生（短期留学生と学部留学生）となります。チューターの活動期間は、おもに留学生の入学直後の1学期間です。留学生が在籍する期間はサポートをお願いします。

5. チューターの活動内容（職務範囲）

チューターの活動内容は、（1）留学生の来日直後の補助、（2）学生生活の補助、（3）日常生活の補助の三つに分けることができます。

(1) 留学生の来日直後の補助

(ア) 来日当日の出迎え・入居時のケア

担当する留学生の大学ごとにチューター1名が空港出迎え、その他のチューターは天理に到着する約10分前に寮にて待機。当日、留学生支援課スタッフからチューターの携帯電話に連絡しますのでその指示に従ってください。空港の往復費はお支払いしますので必ず領収書をもってきてください。宿舎への入居後、当日の食事や買い物についても、留学生のニーズに合わせてサポートしてください。

*天理(樺本)⇄関西空港 (リムジンバス)

運賃 日帰り往復乗車券 2,500円(当日限り有効)

片道乗車券 2,050円



〔入居時のケア〕

1. 電気がつくか確認 (つかない場合はブレーカーをあげてください)
2. インターネットの接続状況を確認
3. お湯がでるか確認 (流し、風呂)
4. 備品に故障等の不具合がないか確認
5. ゴミの分別の説明
6. 郵便受けの使用方法

※その他、外出時にガスの元栓を閉めること、インターホンが鳴ってもすぐにドアを開けずしっかりと相手が誰であるか確認すること等、日本では常識と思われることもしっかりと留学生が分かるように説明してください。



(イ) 市役所での住居地の届け出と国民健康保険の加入・ゴミ出しの説明

チューターが付き添い、市役所での各種事務手続きの補助をしてください。

まず、1階の市民課で住居地の届け出の手続きをします。現住所欄には寮の住所（8ページ参照）を、電話番号は国際交流センター室の番号（0743-63-9005）を書かせてください。

転入届の手続きが済むと、「在留カード」の裏面に住所が記載されます。「在留カード」は常時携帯することが義務づけられていますので、毎日の通学の際など、いつも持っておくように伝えてください。

その次に同じく1階の保健医療課で国民健康保険加入の手続きをします。学生であり前年度の所得が無い旨を伝え、「国民健康保険料簡易申告書」を提出させてください。これを申し込むことによって、留学生の保険料が減額されます。また、保険料の請求書（振込用紙）を以下宛に郵送して欲しい旨を伝えてください。保険証はその場で手渡されません。

【郵送先】〒632-8510 奈良県天理市杣之内町1050番地
天理大学 国際交流センター室 宛
電話：0743-63-9005

(注意)

- ・ 自分の国の旅行者保険に加入して来日した場合は、その旨を伝えてください。
- ・ 日本での留学の途中での国民健康保険の加入は、住民登録日にさかのぼって保険料が算出されるため、簡易申告をしても割高になることも伝えてください。
- ・ 留学途中の解約については、手続きや還付などに時間がかかります。

最後に、市役所でゴミの出し方が載っている「ゴミ分別の手引き」が配布されますので、ゴミ捨てるルール（透明の袋に入れる/曜日による分別/寮のゴミ捨て場）について詳しく説明してください。

市役所での手続きは以上です。

(ウ) 銀行口座・郵便口座の開設

留学生に最寄りの銀行や郵便局の場所を教えてください。また、銀行口座の開設手続きの補助をしてください。その際、通帳の見方、ATMの使い方や記帳の仕方を教えてください。

○銀行口座の開設で必要となる物（南都銀行・天理支店の場合）

- ・ 在留カード
- ・ 印鑑

※アメリカ人の口座開設には、Social Security No. Driver's License も必要です。

→郵便局のゆうちょ銀行開設の場合は在留カードと印鑑（もしくはサイン）が必要です。

(エ) **必要物品購入・スーパーマーケットや100円ショップなどの案内**

留学生が必要とする物品の購入の手伝い、あれば便利な物品の紹介、近所のスーパーや100円ショップなどへの案内などを行ってください。

(オ) **市内の案内**

大学周辺、宿舍周辺、駅から大学までの道筋、天理教教会本部などの案内をしてください。

(カ) **プレースメントテスト・面接の案内**

3月26日(月) 午後1時～ 研究棟第1会議室

短期留学生はプレースメントテストと面接によりレベルを判断します。短期留学生にはこの日必ずテストと面接に来るよう、チューターからも伝えてください。また、この日に始めて大学に来る短期留学生が多いので、チューターも大学案内も兼ねて大学へ連れて来てあげてください。

(キ) **科目登録・生活オリエンテーションの補助**

3月27日(火) 午前10時～午後3時 研究棟第1会議室

日本語専攻の先生による科目登録の説明があり、その後各自で授業登録をしますので、チューターは担当留学生の隣に座り、一緒に説明を聞き、授業の登録を手伝ってあげてください。

科目登録オリエンテーションに続いて、午後1時から生活オリエンテーションがあります。留学生に「留学生活ハンドブック」を配布し、国際交流センター室の担当者が生活面での注意点などを説明しますので、チューターは通訳や補助的な説明などをお願いします。

(ク) **携帯電話の契約**

携帯電話の契約は留学生によって様々です。担当する留学生の携帯電話事情、連絡の取り方を聞いて、必要があれば契約の方法などを教えてあげてください。契約の際は、1年や半年で帰国することも考え、解約するときの解約金がどれくらいかかるなどしっかりと確認してから契約をするように伝えてください。

Aさん) 自分の国からSIMフリーのスマホを持ってきて、SIM(データ通信のみ or 通話込み)のみを日本で購入する。

Bさん) auなどで安いガラケーを契約し、通話とメールはそこから、データ通信は自分の国から持ってきたスマホでwifiが利用できる場所でのみ使う。

Cさん) 持ち運びができるポケットwifiを日本で契約し、いつでもデータ通信ができるようにする。

Dさん) 日本で携帯やSIMの契約はせず、自分の持ってきたスマホを使ってwifiのみ利用する。(連絡を取るときはパソコンメールを使う。) など

(ケ) **自転車の扱い**

自転車を購入する場合は、防犯登録をしてください。必ずカギをかけること、決められた駐輪場の場所など、ルールを守り、事故のないよう自転車に乗るよう指導してください。

(2) **学生生活の補助**

(ア) **大学キャンパス・クラブ等の案内**

図書館、各事務部局、各教室、総合体育館(トレーニングルーム、プール)、学生食堂、各掲示板、証明書発行場所などを案内し、利用方法の説明をしてください。また、クラブや学科会(大和路会)などの紹介をしてください。留学生が特定のクラブに興味・関心があり、希望する場合には、入部の手続きなどの補助をしてください。手続きが分からない場合は国際交流センター室に来て相談してください。

(イ) **日本語作文、文法、会話などの学習補助**

留学生のニーズに応じて、日本語学習の指導をしてください。ただし、日本語の教授は本来教員の役目ですので、あくまで補助的な指導にとどめてください。

(3) **日常生活の補助**

(ア) **病気・怪我の時の病院への付き添い**

留学生の依頼があれば、病院まで付き添い、通訳・補助的解説などのサポートをしてください。入院を要する重い病気や交通事故による大きな怪我などの場合、指導教員と国際交流センター室に報告してください。

(イ) **交通機関のアドバイス**

切符の買い方、時刻表の見方など、必要に応じて定期券購入の補助をしてください。(天理教の団参券の紹介など。)

(ウ) **日本の文化や慣習についての説明**

初詣、節分、ひな祭り、花見、お盆などの年間行事や、年賀状、お土産などの慣習について説明してください。

(エ) **アルバイトのアドバイス**

必要に応じて、アルバイト探しのアドバイスや履歴書の記入方法などを指導してください。留学生は、風俗営業関連のアルバイトはすべて法律で禁止されています。

※ 留学生がアルバイトをする場合、「資格外活動許可」が必要です。事前に手続きを済ませている留学生は入国時に在留カードの裏側に「資格外活動許可」のスタンプを押してもらえます。アルバイトができるかどうかは在留カードの裏に資格外活動許可のスタンプが押されているかどうか確認してあげてください。新たに取得する場合は、入国管理局奈良出張所に申請しなければなりません。「資格外活動許可」を取得することで、週28時間までアルバイトをすることができます。アルバイトが決まったら、国際交流センター室まで知らせるよう伝えてください。

※ 学生支援課と教務課の間にアルバイトの求人欄が貼ってありますので、留学生に教えてあげてください。（求人欄に留学生受入可能かどうか書いてあります）

※ 下記の長期休業期間中はアルバイトが1日8時間以内ですることができます。

【天理大学学則で定めている「長期休業期間」】

夏期休業： 8月 1日 から 9月20日 まで
冬期休業： 12月26日 から 翌年1月8日 まで
春期休業： 3月21日 から 3月31日 まで

(オ) 見学旅行の補助

留学生の要望があれば、国内旅行の計画についてのアドバイスや旅行準備の補助をしてください。

6. 提出書類について

チューターは、開始1ヶ月後に「チューター実績簿」を留学生支援課に提出してもらいます。実績簿には、留学生の署名と指導教員の確認印を必ずもらってください。

〈短期留学生指導教員〉

韓国語…長森先生 中国語…朱鵬先生 英米語…木下先生 フランス語…神垣先生
タイ語…野津先生 ロシア語…日野先生 スペイン語…山本（匡）先生

7. 諸注意事項

① チューターは、担当の留学生が天理大学在学中はできる限り生活の補助をしてあげてください。部屋の不具合、インターネットの不具合などが生じた場合は、まずはチューターに連絡してもらって対応して下さい。

*レオパレスについては、下記連絡先をお願いします。

• お部屋や建物に関するもの

→レオパレスサービスセンター／10時～19時受付（0120-590-080）

• レオパレスのLEONETに関するもの

→レオパレスブロードバンド事務局／9時～20時受付（0120-911-521）

なお、チューターが対応出来ないものについては、国際交流センター室に連絡してください。

- ② 指導や補助の時間が、チューターと留学生双方の授業時間と重複しないようにしてください。また、手続きや買い物の付添いは長時間にならないよう、留学生と相談の上、適当な時間で切り上げてください。
- ③ 学習指導や補助は、それにふさわしい時間帯と場所で行ってください。
- ④ 留学生の宗教・思想・信条を尊重して接するようにしてください。そのためには、それぞれの宗教について基礎的な知識を得ることは重要です。
 - ※ イスラム教では豚は穢れた動物とされるので、一般にイスラム教徒は豚肉を食しません。食事の際に気を配る必要があります。
 - ※ 敬虔なキリスト教徒やイスラム教徒の中には、他宗教の神を礼拝することに抵抗を感じる人がいるかもしれません。天理教教会本部の神殿や神社・寺院を案内する際には、そのことに気を配る必要があるでしょう。
- ⑤ 留学生の要求・希望に対しては、曖昧な返答はせず、無理な要求（例：多額の金銭を貸す、保証人になる、等）についてははっきりと断ってください。留学生の要求を断って良いのかどうか、自分で判断できない場合は、国際交流センター室職員もしくは指導教員に指示を仰いでください。
- ⑥ 文化・慣習の違いにより、小さな誤解や勘違いが起こる可能性があります。お互いに自分の意見を素直に述べることができる関係を築いておくことが大切です。
 - ※ 「一度家に遊びに来てください」という日本人にとって普通の社交辞令でも、留学生の中には公式な約束と受け取る人がいるかもしれません。このような社交辞令の後、家に招待しなければ約束を守らないと誤解されることもありえます。
- ⑦ お互いの相性が合わない時や、お互いの都合がつかないことが多くチューター支援が困難な時などは、まず国際交流センター室職員に相談してください。問題の解決ができない場合には、留学生の了解を得た上で、チューターを辞退することが可能です。
- ⑧ チューターが自分の車を使用することで、支援活動をよりスムーズに行うことができる場合があるかもしれません。たとえば、市内案内、スーパーの案内、買い物の手伝いなど、車がなければできない場合や、車を使えば短時間に済ますことができる場合があるでしょう。しかし、このような支援活動での自家用車の使用は、国際交流センター室は原則として認めません。チューターの支援活動中であつたとしても、運転中の事故について留学生支援課は一切の責任を負いません。
- ⑨ おやさと4号館への車の駐車は原則禁止されています。施設内の駐車場が空いていても絶対に止めないでください。
- ⑩ ゴミの出し方（分別・曜日・場所・時間）、寮での騒音の苦情があとを絶ちません。近隣に迷惑になる行為は絶対しないようにチューターからも注意してください。
- ⑪ 部屋の鍵を紛失した場合は、必ず国際交流センター室の職員に連絡して下さい。スペアキー作成の費用は留学生の自己負担となります。特にレオパレスのカードキーを紛失しますと、1枚目 10,800 円、2枚目 3,780 円と高くなりますので、くれぐれも留学生に注意するよう指導してください。

8. 最後に

留学生がチューターに求めるものは、日本語学習のサポート、専門領域についてのアドバイス、また、日本における無二の親友としてなど、個人個人の抱える状況・意向によって異なりますが、その希望もたえず変わる可能性を持っています。したがって、該当留学生が何をチューターに求めているのかを絶えず聞き出すことができるような人間関係になることが最も大切です。

チューターが、留学生に「何か希望がある？」という漠然とした質問は、留学生の側は「何もない」と答えてくるのが一般的です。

このような質問は、留学生がチューターと積極的に関わっていこうという意欲を失わせることにつながりますから、具体的に学習状況・生活状況をたずねることによって、現在何に困っているのか、どの部分で助けを求めているのかが判断できるのです。

チューターの中には、はじめは自分から働きかけをするものの、途中から自分の勉強その他で忙しくなり、連絡をしなくなる方もいます。何か困ったことがあれば、留学生の方から連絡をしてきたらと考えるチューターも少なくありませんが、留学生から働きかけがあることは稀です。忙しいチューターに些細な質問をして煩わせるのは申し訳ないなどの気遣いをする留学生も多く、相手の立場を配慮するケースが多いのが事実です。このような留学生の気持ちを推し量り、どうしたらうまくコミュニケーションを図ることができるかを考えながら、チューターのほうから積極的にコンタクトを取るよう心がけてみてください。

【短期留学生寮】（4ヶ所）

- ① アメニティハウコク（天理市民会館前）
（現住所）〒632-0016 奈良県天理市川原城町129-5
アメニティハウコク 000号室
- ② 親里4号館南棟（天理市役所前）
（現住所）〒632-0016 奈良県天理市川原城町399-1
親里4号館南棟 000号室
- ③ レオパレスソレーユ（天下一品の裏）
（現住所）〒632-0018 奈良県天理市別所町241-3
レオパレスソレーユ 000号室
- ④ レオパレススナッグピラ（ファミリーマート東へ上がる）
（現住所）〒632-0013 奈良県天理市豊井町251-2
レオパレススナッグピラ 000号室



2008年4月1日 発行
2012年7月12日 改訂
2013年7月16日 改訂
2013年12月6日 改訂
2014年7月16日 改訂
2015年2月2日 改訂
2015年7月28日 改訂
2016年1月29日 改訂
2017年1月27日 改訂
2017年7月20日 改訂
2017年11月29日 改訂

〒632-8510 奈良県天理市杣之内町 1050 番地
天理大学 国際交流センター室
Tel: 0743-63-9005